

(別添1)

業務委託仕様書

1. 委託業務名

佐賀県 IT 関連産業誘致プロモーション企画・運営業務

2. 目的

佐賀県では、若者の県外流出を防ぎ、若者の県外からの流入増加を図るためには、若者が働きたいと思う魅力的な雇用の場を増やしていくことが重要であるとの考えのもと企業誘致に取り組んでいる。

特に、正社員を志向する若者のニーズが高い IT 関連産業の誘致に力を入れており、今後、IT 関連産業の誘致を進めるにあたってより効果的に情報発信を行い、進出先としての佐賀県の認知度向上及び理解促進を図るのが主たる目的である。

3. 摘要

本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、甲と乙が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施にあたっては、佐賀県職員等関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

4. 委託業務内容

(概要)

本業務は、地方への進出を検討している首都圏を中心とする IT 関連企業的意思決定権者と、県、市町、県内関係者等とを引き合わせるイベント及び広報等を実施するものである。

なお、本業務において重点的に取り組む県内の地域は、IT 関連産業の誘致に積極的に取り組んでいる佐賀市、唐津市、伊万里市、嬉野市、有田町とする。

また、個別の業務内容は下記のとおりとする。

(1) マッチングイベント及びモニタリングツアー、個別企業同行訪問の実施

地方への進出を検討している IT 関連企業をピックアップし、その経営者層に対し、進出先としての佐賀県の魅力を伝えるためのマッチングイベント及びモニタリングツアーを開催するとともに、イベント及びツアーの結果等を活用した個別企業同行訪問を実施する。

マッチングイベント(会場:東京都内)

内容:佐賀県及び県内自治体等とのマッチング

地方への進出を検討している IT 関連産業の経営者層と、佐賀県及び県内の自治体や事業者等が出会う場を作り、佐賀県を知っていただくとともに、進出にあたっての課題や改善点、進出の可能性等について意見交換ができる内容とすること。

なお、イベントの中で出た課題や意見等については、今後の誘致活動に活かせるよう取りまとめて整理すること。

開催時期：令和元年 11～12 月予定

参加規模：20 社

佐賀県及び県内自治体職員の宿泊費、旅費は不要。

モニタリングツアー（佐賀県内）

内容：佐賀県西部地区を中心とする 2 日間のモニタリングツアー

地方への進出を検討している IT 関連産業の経営者層等を対象に、佐賀県（特に県西部地区を中心とした地域）の立地環境を体感してもらうとともに、進出にあたっての課題や改善点、県内企業等とのビジネスの可能性を実感できるような視察先を選定した現地視察とすること。

また、本県事業（「さが創生オフィススペース創出事業」等）によって創出した下記オフィス物件への入居につながるような内容とすること。

また、参加者アンケート等により、進出にあたっての課題や改善点、実際に感じた佐賀県の魅力やビジネスの可能性などについてフィードバックしてもらうこと。

【オフィス物件】

- ・バンリビル（伊万里市立花町 3448-3）
- ・オカマサセカンドビル（伊万里市伊万里町甲 103）
- ・嬉野市企業誘致ビル（嬉野市嬉野町下宿甲 4568） 建設中
- ・アイフォレストビル（佐賀市天神 3 丁目 15-1）

開催時期：令和 2 年 1～2 月

参加規模：10 社

佐賀県及び県内自治体職員の宿泊費、旅費は不要。

個別企業同行訪問

内容：地方への進出を検討又は関心のある企業をピックアップし、訪問先となる企業にアポイントメントを取り、県職員とともに企業訪問し本県への誘致活動を行うこと。なお、その際可能な限り、マッチングイベント及びモニタリングツアーの結果、参加者の感想等が活用できるようにすること。

開催時期：令和元年 10 月～令和 2 年 3 月

訪問件数：15 社（上記 への参加企業を除く）

佐賀県職員の宿泊費、旅費は不要。

(2) WEB 上での記事広告の掲載

佐賀県の認知度向上及び理解度促進を図ることを目的として、記事広告を WEB 上に掲載する。

また、掲載回数は 2 回とし、上記 (1) 及び に関するレポートを掲載すること。

なお、記事広告を出稿するサイトは指定しないが、ターゲットとする企業の目に留まりやすく、SNS 等での拡散も期待できるサイト、内容とする。

(3) 企業誘致に効果的な取り組み (オリジナルの提案)

その他、本仕様書を踏まえた、自社の強みを活かした創意工夫に富んだオリジナルの提案を行う。

(4) 効果的なプロモーションに向けた実施体制の構築

本事業を効果的に実施するために必要な以下の支援を行うものとし、支援を行う統括責任者を 1 名配置する。

また、統括責任者は、契約期間中、佐賀県と随時打合せ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ることとする。(ただし、必ずしも佐賀県庁庁舎内で実施する必要はない)

- ・事業全体の企画・計画策定
- ・事業の進捗管理
- ・本県が実施するイベント等との連携などに関するアドバイス

5 . 成果物

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物として佐賀県へ提出すること。

- (1) 業務委託完了報告書
- (2) 実績報告書
- (3) 本業務を実施する中で作成した資料等 (電子データ含む)
- (4) その他佐賀県と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

6 . その他

- (1) 受託者が本業務委託により新たに制作した制作物の著作権 (著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む) は、編集タイアップなど媒体社が権利を保有する場合を除いて佐賀県に帰属するものし、佐賀県は、これらの制作物 (写真、イラスト、文章、ロゴ、データ等) を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は佐賀県に対して著作者人格権を行使しないものとするを原則とする。

- (2) 成果品の二次利用について、媒体社などが権利を保有する場合であっても、県は下記の場合において、無償で自由に二次利用できるものとする。
- ア) 県及び県が指定する者が保有するホームページでの公開
 - イ) 講演会、イベントや企業訪問先などでの紹介・上映・配布など
- なお、その他の二次利用やタレントなどを起用する場合の使用期間については両社協議の上、定めるものとする。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
- (3) 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作権者の承諾を得て、利用を行うこととする。佐賀県の利用についても同様とする。
- (4) 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ佐賀県に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- (5) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、県の定める「情報セキュリティポリシー」及び「個人情報保護条例」を遵守するものとする。
- (6) 本業務の実施にあたっては佐賀県と十分に協議し、佐賀県の了承を得て行うこととする。
- (7) 仕様書について疑義が生じた場合については、佐賀県と受注者が協議して定めるものとする。